

ID: 152

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	寝たきり・認知症老人介護手当の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町介護事業実施規則 第31条		
例 規 番 号	平成12年 規則第17号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (介護手当の返還)                      第三十一条 虚偽、その他不正の手段により介護者手当を受給したときは、介護者手当の全部又は一部を返還させることができるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日